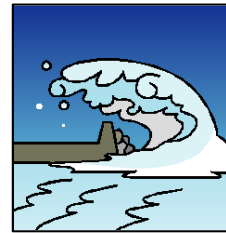


# 地震対策 対応融資

平成 30 年度版



中小企業向け県制度融資

## 地震リスク分散資金

を  
ご利用ください！

地震リスクを回避するための **設備の移転・分散**  
に利用できる大型の制度融資です！

### 融資限度額 10億円

県の利子補給率  
最大

**0.67%**

(信用保証 任意)

**融資利率: 1.4%以内**  
(固定金利)

(融資期間)  
**最長15年間**  
(据置5年以内)

◆ 静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う移転・分散(新設)が対象です。次のアからエの要件を満たす中小企業者(個人事業主、会社、医療法人)、組合が利用できます。

ア 現在地が次のいずれかに該当すること。

(ア) 第4次地震被害想定において、次の地域にあるもの

- ・津波浸水地域(浸水深1cm以上)
- ・液状化発生の可能性が高い地域(ランク大・中)
- ・やま・がけ崩れの可能性が高い地域(ランクA・B)

(イ) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたもの

イ 計画地は、第4次地震被害想定において、次に掲げる地域以外であること。ただし、当該地域に立地することがやむを得ないと認められる場合で、対策を講ずるときはこの限りでない。

- (ア) 津波浸水地域(浸水深1cm以上)
- (イ) 液状化発生の可能性が高い地域(ランク大・中)
- (ウ) やま・がけ崩れの可能性が高い地域(ランクA・B)

ウ 計画地の事業所等においては、第4次地震被害想定に対する対策を講ずること。

エ 現在地における跡地利用及び計画地における周辺の景観への配慮を行うこと。

お問合せ先

【現在地・計画地のこと】

県商工金融課(054-221-2513)

【第4次地震被害想定のこと】

県危機政策課(054-221-2996)

県制度融資は、県が金融機関に利子補給(年0.67%以内)することで、利用者が低利で融資を受けることができます。また、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安(▲0.15~▲0.6%)になっています。

# 『地震リスク分散資金』の概要

(平成30年4月1日現在)

区 分	内 容				
融資対象者	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合				
融資限度額	10億円				
利 率 等	所定金利(金融機関):2.07%以内 利子補給率(県):0.67%以内 <b>融資利率(申請者負担):1.4%以内</b>				
資金使途	<p>工場・事務所等の移転等、地震リスク分散に必要な設備資金(土地取得費を含む)で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>土地の取得(造成費を含む)</b>に要する資金 (土地を先行取得する場合は、計画地において、2年以内に事業の開始が見込まれるものに限る。)</li> <li>・ <b>建築物の建築</b>に要する資金 (県で制定した「建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること。)</li> <li>・ <b>既存建築物の取得(改修を含む)</b>に要する資金 (地震対策済であるもの又は耐震改修計画書が策定済であり、1年以内に次のいずれかの条件を満たす改修を行うものに限る。) (ア) (一財)日本建築防災協会が監修した「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」に基づいて設計するもので、耐震にあつては県(くらし・環境部)の「耐震判定指標値」を満たし、制震及び免震にあつては東海地震を考慮した耐震性能を有していること。 (イ) (一財)日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて設計するもので、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「総合評点」の1.0以上を満たしていること。 (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく耐震改修の計画の認定を受けていること。</li> <li>・ <b>工作物の建設又は取得</b>に要する資金</li> <li>・ <b>機械、設備等の取得</b>に要する資金(移転又は分散に伴い更新する場合を含む。)</li> <li>・ <b>第4次地震被害想定に対する対策</b>に要する資金(計画地におけるものに限る。)</li> <li>・ <b>計画地における周辺の景観への配慮</b>に要する資金</li> <li>・ <b>土地、建築物等の登録等</b>にかかる費用(固定資産台帳に計上するものに限る。)</li> </ul>				
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%~1.3%(有担保の場合0.1%割引)				
融資期間	15年以内(据置5年以内)				
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還				
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる				
ホームページ	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-27.html">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-27.html</a> (静岡県リスク資金で検索)				
提出書類	<table border="1"> <tr> <td>申込時</td> <td>【必須】申込書、事業計画書、見積書、現在地及び計画地の地図、決算書 【資金使途により】設計図書、耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し等</td> </tr> <tr> <td>実施後</td> <td>【資金使途により】登記事項等証明書、工事完了確認書の写し、基準適合建築物の認定通知書の写し、基準適合建築物に交付されるプレートの写し又は写真等</td> </tr> </table>	申込時	【必須】申込書、事業計画書、見積書、現在地及び計画地の地図、決算書 【資金使途により】設計図書、耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し等	実施後	【資金使途により】登記事項等証明書、工事完了確認書の写し、基準適合建築物の認定通知書の写し、基準適合建築物に交付されるプレートの写し又は写真等
申込時	【必須】申込書、事業計画書、見積書、現在地及び計画地の地図、決算書 【資金使途により】設計図書、耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し等				
実施後	【資金使途により】登記事項等証明書、工事完了確認書の写し、基準適合建築物の認定通知書の写し、基準適合建築物に交付されるプレートの写し又は写真等				
留意事項	本資金は「平成30年度」までの時限資金となっております。今後、県から延長のお知らせがない限りは、「平成31年2月末までに融資実行するもの」が対象となりますのでご注意ください。				

- ・ お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・ お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

## ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)

